

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第57号	三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例の制定について
総務課	<p>【制定趣旨】 地方自治法第74条第1項の規定により、三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例の制定の請求を令和5年6月12日付で受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議するもの。</p> <p>【関係法令】 地方自治法74条</p> <p>【制定内容】 三田市民病院の再編統合に関する住民投票条例を制定するよう請求するもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>